

保険付住居用プラン

孤独死・行方不明に対応した画期的な保証プランが
令和元年**10月21日**より利用開始！月内送金が可能！

| | 保証プラン | 毎年プラン | 原状回復 |
|-------|---------|------------|---|
| | 連帯保証人 | 有・無 かかわらず | ハウスクリーニング・修繕費・残置物撤去・ごみ処理費用 合わせて賃料の3ヶ月分まで |
| 月額賃料の | 初回保証委託料 | 30% | |
| | 年間保証委託料 | 1万円 | 孤独死・行方不明 |
| | 限度額 | 24ヶ月分 | 孤独死・行方不明時の保証条件がございます。(下記参照) |
| | 振替手数料 | 500円+消費税 | |

1.自然死

2.孤独死

3.事件死

4.行方不明

保証範囲

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| 賃貸借保証契約における保証対象者及び上限額 | 賃貸人 ※保証限度額50万円 |
|-----------------------|-----------------------|

単身者契約の場合

| | |
|-----------|-----------------------------------|
| 賃借人の死亡時 | 賃貸人が負担した実費 |
| 賃借人の行方不明時 | (原状回復・ハウスクリーニング・残置物撤去・残置物保管費用)を保証 |

同居人が居る契約の場合

| | 保証適用可 | 保証適用不可 |
|-----------|--|--|
| 賃借人の死亡時 | 同居人の外出時に、賃借人が契約物件内で孤独死し、かつ、賃借人の死亡後に同居人が契約物件の賃借人にならず退去し、賃貸人が、原状回復・ハウスクリーニング・残置物撤去費用を負担した場合。 | ■同居人の在宅時に、賃借人が契約物件内で死亡した場合。 ■同居人が契約物件内で孤独死した場合。または、賃借人が契約物件外の場所で死亡した場合。 |
| 賃借人の行方不明時 | 賃借人、同居人の全員が行方不明となり、かつ、賃貸人が、原状回復・ハウスクリーニング・残置物撤去費用を負担した場合。 | 賃借人だけが行方不明となり、同居人とは連絡がとれる場合。 |

- ※ 契約物件内で死亡した場合に限る。なお、自殺の場合は保証不可。
- ※ 口座振替は必須となります。月内送金に関しては、収納代行会社インサイトを利用した場合には限りません。
- ※ 審査結果次第では連帯保証人をお願いする場合がございます。



株式会社アルファ

鹿児島県鹿児島市照国町15-15

【本社コールセンター】

TEL.099-223-7300 FAX.0120-761-504

申込・お問い合わせ受付時間/平日・土日・日曜 9:00~18:00
鹿児島・熊本・長崎・大分・宮崎・佐賀

